

## 自己評価結果の公開

「保育所保育指針」の第4章 保育の計画及び評価に保育士等と保育所の自己評価が努力義務として示されています。保育所の自己評価について、保育指針では次のように規定されています。

「保育所は、保育士の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない」

そこで、福島保育所では、保育士等の自己評価を実施し、その結果を受け福島保育所自己評価を実施しましたので公表いたします。